

平成 27 年 9 月 15 日

各 位

上場会社名	ウインテスト株式会社
代表者	代表取締役社長 奈良 彰治
(コード番号	6721)
問合せ先責任者	常務取締役 岡本 隆
(TEL	045-317-7888)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年9月15日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年10月28日開催予定の当社第22期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、平成27年7月23日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しましたとおり、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンスの一層の充実を目的として、平成27年10月28日に開催予定の第22期定時株主総会の承認を条件に、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、必要となる定款の規定を変更するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会日（予定）	平成27年10月28日
定款変更の効力発生日	平成27年10月28日

以 上

定款変更案

(下線箇所は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第17条 (条文省略)	第1条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役及び取締役会ならびに監査等委員会
(取締役会の設置) 第18条 当社は取締役会を置く。	(取締役会及び監査等委員会の設置) 第18条 当社は取締役会及び監査等委員会を置く。
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は7名以内とする。 (新 設)	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役(監査等委員である者を除く。)は7名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は3名以上4名以内とする。</u>
(取締役の選任方法) 第20条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略)	(取締役の選任方法) 第20条 当社の取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)
第21条 (条文省略)	第21条 (現行どおり)
(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 <u>2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新 設)	(取締役の任期) 第22条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (条文省略) 2. (条文省略) 3. (新 設)	(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 前2項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会)</p> <p>第25条 <u>監査等委員会は、法令の定めにある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p><u>2. 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる</u></p> <p><u>3. 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>4. 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第25条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第26条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である者を除く。）の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である者を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>第26条 (条文省略)</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第28条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>29条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>第29条 (条文省略)</p>	<p>第31条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第32条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第33条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役及び監査役会の設置)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第31条 当社は監査役及び監査役会を置く。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の員数)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第32条 当社の監査役は4名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第33条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	(削 除)
<p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	(削 除)
<p>(常勤監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の決議)</p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>	(削 除)
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	(削 除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削 除)
<p>(監査役の報酬等)</p> <p>第40条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p>	(削 除)
<p>第6章 取締役および監査役の責任免除</p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第41条 当社は、取締役会の決議をもって取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外監査役との間で、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第7章 会計監査人</p>	<p>第5章 会計監査人</p>
<p>第42条～第44条(条文省略)</p>	<p>第34条～第36条(現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第37条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第8章 計 算</p>	<p>第6章 計 算</p>
<p>第46条～第49条(条文省略)</p>	<p>第39条～第42条(現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附則</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、第22期定時株主総会終結の前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>